平成２７年（フ）第１７５号
京都市南区久世川原町185番地33
債務者　田村　　潤
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
京都市北区上賀茂朝露ケ原町15番地
債務者　岩本敬子こと　李　　敬子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
京都府宇治市五ケ庄平野５番地の２　宇治黄檗パーク・ホームズ130号、前住所大阪府東大阪市今米２丁目６番41号　ディアコート207
債務者　鵜川　和子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
京都市南区東九条宇賀辺町２番地１　ライオンズマンション京都河原町第３－606号室
債務者　遠藤　博子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８７９号
大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目５番11号
債務者　阪口　明美
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
堺市南区槇塚台４丁２番14号、前住所堺市南区三原台３丁１番１－1007号
債務者　筒井　康子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
大阪府柏原市太平寺２丁目19番23号
債務者　田中阿麗沙
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
堺市堺区柳之町東１丁１番７号　ＫＯＫＯレヂデンスＡ401号
債務者　岡村　松三
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
大阪府大阪狭山市大野台５丁目19番16号
債務者　河上　知香
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
堺市西区浜寺石津町西４丁１番15－208号、前住所東京都板橋区成増４丁目25番５－507号　パークヒルズ
債務者　金子　　昭
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
堺市南区晴美台１丁29番14－202号
債務者　尾崎　雅章
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
堺市北区金岡町3012番地13　パセオ金岡203号
債務者　石田　雅美（旧姓塩谷）
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
奈良県大和高田市田井新町４番20号
債務者　大浦　博之
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
奈良県香芝市真美ヶ丘７丁目12番８－502号
債務者　濱地　和子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
奈良県大和高田市中三倉堂２丁目６番49号　ＵＳハイツ202号
債務者　石川和子こと　金　　和子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
盛岡市開運橋通４番28－203号、旧住所岩手県紫波郡紫波町日詰駅前１丁目５番地９
債務者　山田　直文
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１３号
岩手県北上市上江釣子15地割62番地３　シティハイツ北上Ａ－５号、申立時の住所岩手県北上市北鬼柳18地割48番地５
債務者　菅原　利彦（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部